

岩手県告示第285号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場利用料並びに母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に係る貸付金の元利償還金（貸付けを受けた者が滞納しているものに限る。）及び元利償還金に係る遅延損害金の収納に関する事務を令和7年4月1日次の者に行わせることとした。

令和7年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	弁護士法人ブレインハート法律事務所